

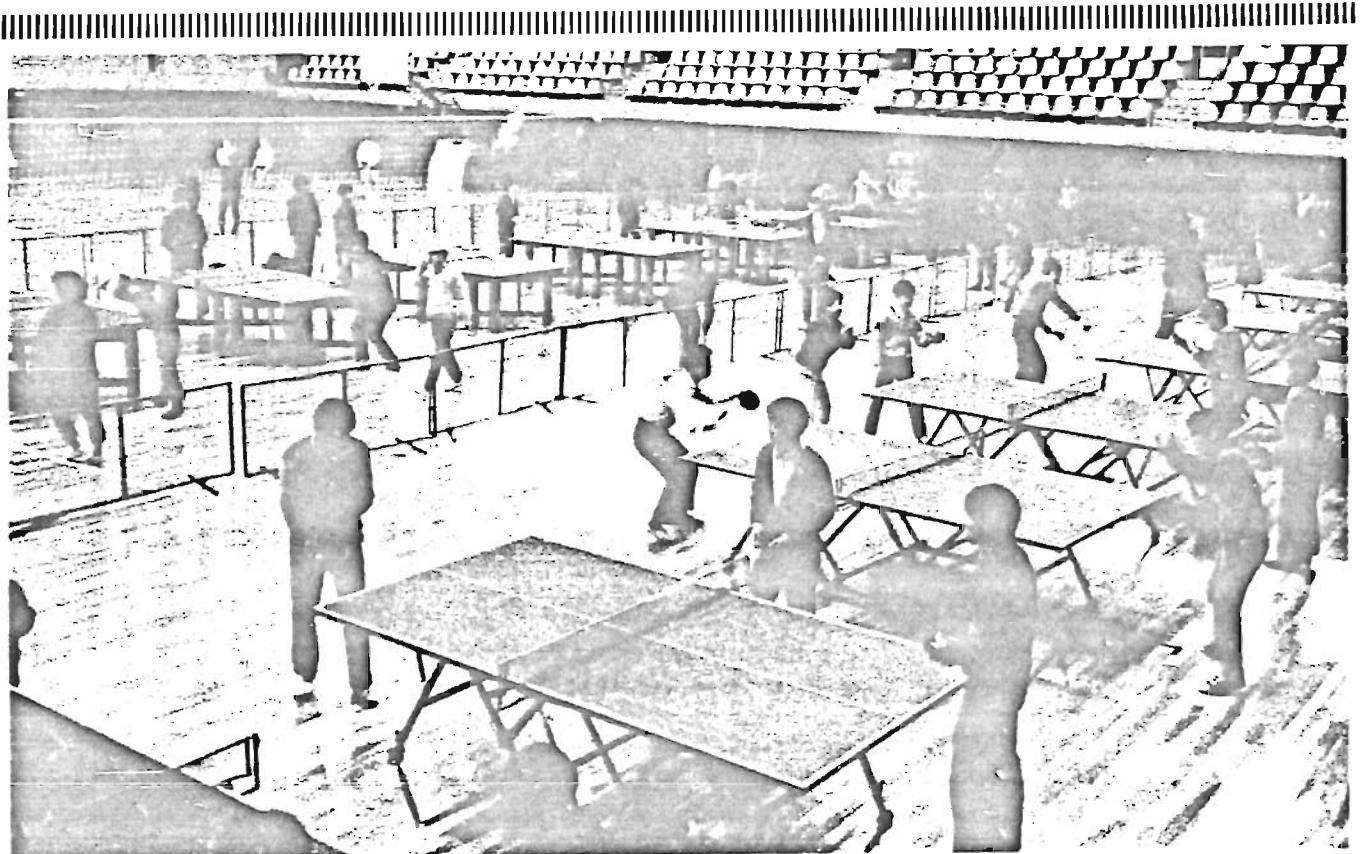
9月号

No.222

世帯と人口
8月1日現在
人口 340,498
男 171,038
女 169,460
世帯数 137,108
(住民登録による)

豊島区広報

昭和43年9月20日
発行 豊島区役所
編集 区民部区民課広報係
豊島区東池袋1-18-1
大代表(981) 1111



10月10日は「体育の日」

あなたも気軽に利用できます。区立の体育施設

スポーツはみんなのもの、皆さんが気軽に利用できる区立の体育施設として、体育館、総合体育場があり、個人公開をしています。秋は身体をきたえるもっともよい季節。お年寄から若者まで、身体に合ったスポーツで健康づくりをしましょう。

個人公開では、各種目毎に専門指導員が実技指導もいたします。

体育館 場町3-36-973 1701 水曜 午後～夜間 バスケット、水曜 午後～夜間 バレーボール、木曜 体操と卓球
金曜 午後～夜間 バトミントン

総合体育場 東池袋4-41-30 (971)0094 水曜 夜間 アーチェリー、水曜 午後～夜間 和弓、木曜 午後～夜間 アーチェリー、金曜 夜間 上曜 午後～夜間 和弓

開催時間 午前9時～午後9時 使用料 2時間 大人40円 小人20円、正午から1時までは半額。写真は体育館での卓球個人公開。

生業資金を
お貸しします

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしているが他の金融機関から資金を借りられない方を対象にお貸しする資金で、つきのよう

な方に限ります

① 豊島区内に一年以上住んでいて主としてこの資金による

職業で生計をたてている人。

② 事業計画が具体的でなくして事業ができること、またすでに事業を営んでいること

③ 住民税を完納していること

④ 確実な保証人一人が必要

⑤ 都市または区から資金を借りた人は、その元利金を返済していること

● 申込み受付期間

十月十一日(金)十九日(土)

午前九時から午後五時まで
ただし土曜午後、日曜日を除く
貸付金の限度額と貸付期間

一世帯二十万円まで
五年以内

(六ヶ月据置期間を含む)
利率と返済方法

日歩一錢
(据置期間無利子)月賦返済

お申し込み、お問い合わせは
厚生部福祉課社会福祉係
内線三二六・三五六番へ



健康加入者への 健康相談(無料)のお知らせ

● ● ● ● 10月1日～31日まで ● ● ● ●

暑い夏も終り涼しい季節がやつてまいりました。
ちょうど夏の疲れが出るころです。そこで区では、

今年もみなさんの健康相談をつぎのとおり実施することになりました。この機会に自分の正しい健康状態を知つて疾病の早期発見と予防につとめましょう。

◎ 医科(健康診断、保健指導)
◎ 歯科(歯科一般の検診)

△ とき
△ 診療時間内
△ 医院、歯科医院

△ ところ

健康相談のポスターを掲げて
ある区内の国保を扱う病院、

△ 相談の受け方
国民健康保険の保険証を必ず
もつて、お出かけください。
△ 相談の費用
一切無料です。ただし、相談
の結果、病気がみつかり、治
療を希望される方は保険治療
になります。

◎ 薬局による(下表ご参照)

家庭手持常備薬の検査

体温計の検査

井戸水の理化学検査

* 出張所の受付時間は午後1時か
ら3時まで。

* 井戸水の検査を希望される方は、
つぎの事項にご留意ください。

① ビール瓶一本分が必要
② ビンを十分洗うこと。

(とくにビンの口金を十分に洗
いビニールをまいてセんをする。
③ 井戸のパイプの中のたまり水を

捨てて採水すること。

(薬局関係の日程並びに場所)

10月1日～31日	区内保険薬局	10月11日(金)	区役所第4出張所
10月2日(水)	区役所第1出張所	10月21日(月)	区役所第5出張所
10月3日(木)	区役所第10出張所	10月22日(火)	区役所第6出張所
10月7日(月)	区役所第2出張所	10月24日(木)	区役所第7出張所
10月8日(火)	区役所第11出張所	10月25日(金)	区役所第8出張所
10月9日(水)	区役所第3出張所	10月28日(月)	区役所第9出張所分室

協賛	主催
豊島区医師会	豊島区国民健康保険
豊島区歯科医師会	
豊島区薬剤師会	一一一内線三二一

国保でどんな給付が受けられるか

豊島区の国保で治療を受ける場合、治るまで何年でも被保険者の資格のある場合は、つぎの治療が受けられます。

- ① 医師や歯科医師の診療
- ② 治療に必要な薬や治療材料の支給
- ③ 手術やいろいろな手当、入れ歯
- ④ 入院、看護
- ⑤ 病人を運ぶ費用
- ⑥ その他の給付

★ 助産費の支給 被保険者が出産したとき、その世帯の世帯主に助産費として三千円支給されます。(この場合妊娠4ヶ月以上で、死産の場合も含まれます。)

★ 育児手当金の支給 43年4月1日以後に出産された被保険者には、助産費のほかに赤ちゃん一人について育児手当金として二千円がその世帯主に支給されます。

葬祭費の支給

合、その人の葬祭を行なつた人に、葬祭費として三千円支給されます。

立替え払いについて

お医者さんにかかり、薬をもらつたりしたときは、窓口で一部負担金を支払うだけでよいのですが、つぎの場合は、みんながいつたん立て替え支払い、あとで保険で決められた医療費におした金額の七割を区から受ける

ことになります。これを療養費払いといいます。

- ① 旅行先で健康保険医でありながら東京の国保を扱わないお医者さんにかかるとき、また急病などで保険証を提示することができなかつたとき(この場合、後日すぐ保険証をもつていくつださい)の費用
- ② 精神衛生法により強制入院し、治療をうけている被保険者で一部の費用を徴収されているときその費用について
- ③ 看護、移送の費用
- ④ 輸血のときに生鮮血を使用したとき。
- ⑤ コルセットなどの費用
- ⑥ あんま師(この場合医師の同意書が必要)、柔道整復師の治療を受けたとき。

このようなときは、一応全額支払い、お医者さんから、診療内容明細書と領収書をもらい、それをつけて区へ申請してください。

国保の届け出は

14日以内に

国保についてのお届けは、すべて14日以内に世帯主が区役所または出張所へ届け出してください。

転入、転出、住所変更、他の医療保険に加入、離脱、出生、死亡、その他世帯に変更があつた場合、保険証を添えて手続きをしてください。

ご利用していただけるよう左欄のように、近県の温泉地の旅館と国保の指定旅館のご利用方法は契約を結んでおります。

◇ 利用方法は利用される日の2週間ほど前までに国保課管理係(内線三二一)へお申し込みください。

国保の保養施設について

★ 国保保養施設一覧表 ★

温泉地名	旅館名	契約宿泊料 (税・奉仕料)	温泉地名	旅館名	契約宿泊料 (税・奉仕料)
湯沢	西仁旅館	1,300円(込)	箱根湯本	湯本ホテル	1,700円(別)
塩原	こめやホテル	1,500円(込)	箱根宮ノ下	万平ホテル	1,500円(別)
塩原	常盤屋旅館	1,200円(別)	湯河原	双美荘	1,500円(別)
奥塩原	ホテル溪雲閣	1,200円(別) {半自炊600円 自炊450円}	湯河原	旅館石峯	1,400円(別) (上)1,500円(別)
川治	高原荘	1,200円(別)	伊東	山望館	1,400円(別)
鬼怒川	八汐荘ホテル	1,500円(別)	伊東	あらい荘 別	1,400円(別)
湯檜曽	溪山荘	1,200円(別)	古奈	古奈家	1,100円(別)
水上	白雲閣	1,300円(別)	伊豆長岡	ときわ旅館	1,300円(別) (上)1,500円(別)
老神	太陽ホテル	1,300円(別) (上)1,500円(別)	熱川	ひどり館	1,400円(別)
四万	鐘寿館	1,200円(別) 半自炊700円	伊豆片瀬	かにやホテル	1,500円(込)
草津	三閨屋旅館	1,200円(別)	箱根取白雲閣	1,400円(別)	
伊香保	叶屋旅館 別	1,300円(別) (上)1,500円(別)	伊豆下田	平野屋	1,600円(込)
			伊豆下賀茂	かぎ山旅館	1,500円(込)